

## 4. 市の施設は、敷地内禁煙※です。

※ 市の施設については、調布市施設の受動喫煙防止に関する基本方針において、  
これまでも原則敷地内禁煙となっていました。

健康増進法や東京都受動喫煙防止条例より厳しく、敷地内の屋外に喫煙所を設置することも不可  
としています。

### 主な市の施設

市役所、神代出張所、教育会館、市立小中学校、  
保育園、児童館、学童クラブ、高齢者施設、  
文化施設、郷土博物館、公民館、図書館、  
体育館、屋外運動施設

右の表示がある市の施設では、  
駐車場なども含め喫煙はできません。



一部除外施設があります。対象外となる施設、最小限度の範囲で喫煙を可  
とする施設については、施行までに別途規則で定めます。

## 5. 市民等※や事業者が守るべき責務について定められています。

- ◆ 市民等や事業者は、調布市の受動喫煙の防止に関する施策に協力する責務を有します。
- ◆ 市民等は受動喫煙を生じさせないよう、また事業者は受動喫煙を防止するための措置を講ずるよう  
努めなければなりません。

※ 市民等：市内に居住もしくは滞在する人、市内を通過する人のこと。

～ 自分自身や大切な人を守るために ～

## 受動喫煙について正しく理解しよう！

たばこの先から出る煙のことを「副流煙」といいます。副流煙には喫煙者が吸う「主流煙」よりも高い  
濃度の有害物質が含まれているため、周りの人の健康にさまざまな悪影響を及ぼします。

特に小さな子どもや妊婦、疾患のある方などは、より大きな影響を受ける可能性があります。



### 受動喫煙が 子どもに与える影響

【因果関係が確実】

- ・喘息
- ・乳幼児突然死症候群

【関連性が高い】

- ・低出生体重、子宮内発育遅延
- ・呼吸機能の低下
- ・むし歯
- ・中耳疾患

(厚生労働省 喫煙と健康 喫煙の健康影響  
に関する検討会報告書から抜粋)

有害物質は、主流煙より副流煙の方が多い！！

(数字は主流煙に比べ何倍多いか)

- ◆ニコチン(依存性を強める) 2.8倍
- ◆タール(発がん性物質) 3.4倍
- ◆一酸化炭素(体が酸素不足になる) 4.7倍
- ◆アンモニア(目を刺激する) 46倍

厚生労働省 職場のあんぜんサイトから抜粋

条例の詳細は、調布市ホームページをご覧ください。

調布市 福祉健康部 健康推進課 042-441-6100

